



# 組 合 報

協同組合アキュムレーション 広報委員会

2019年2月 VOL. 31

<http://accumulation.or.jp>

組合HPリニューアルしました！

組合員の皆様へ

貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

2月も下旬に入り、寒暖差の大きい毎日が続いております。春の到来が待ち遠しい今日この頃ですが、皆様如何お過ごしでしょうか？ 暖かくなったらなったで次は花粉の季節、と落ち着く暇もありませんが、体調管理には十分ご注意下さい。

## 技能実習実施困難時届出について

技能実習生が実習を中止して途中で帰国することになった場合、実習生の意思に反して帰国する必要がないことの説明や、帰国の意思確認を書面により十分に行ったことの資料を添えて「技能実習実施困難時届出書」を機構に提出しなければなりません。

機構から出された注意事項のパンフレットを同封しますのでご参照下さい。

これは先月号でもご案内した、実習期間の最終日（満了日）まで実習を行わないで帰国した場合も同様となりますのでご注意下さい。

## 実施状況報告書について

実習実施者は、毎年1回（5月31日までに）、前年の4月1日から当年の3月31日までの技能実習についての「実施状況報告書」（省令様式第10号）を作成し機構に提出しなければなりません（様式は機構のホームページからダウンロードできます）。

報告事項は以下の通りです。

- \* 技能検定受検状況
- \* 実施体制
- \* 労働条件（給与、労働時間など）
- \* 行方不明者の発生状況 等々

原則、報告書は実習実施者自ら記載し提出することが求められておりますので、宜しくご対応をお願いします。不明点がありましたら、組合の担当者にお問い合わせ頂くようお願いいたします。

## 協同組合アキュミュレーションの新役員体制について

1月30日に行われました協同組合アキュミュレーション臨時総会及び理事会におきまして、組合の役員変更が議決されました。

組合の代表理事（理事長）は高橋満千子が退任し、石田博之が新たに就任致しました。

組合の役員は以下の通りとなりました。新体制となり、組合員の皆様の事業発展のため更に尽力してまいりますので宜しくお願い致します。

理事長	石田 博之
副理事長	龔 雲路
理事	高橋 満千子
理事	尾崎 正浩
理事	杉戸 康展
理事	江藤 大介
監事	岡本 賢兒



## 外国人建設就労者共同受入事業について

1月30日に行われました協同組合アキュミュレーション臨時総会におきまして、組合の新たな事業として「外国人建設就労者受入事業」を追加することが決議されました。

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備による一時的な建設需要の増大への緊急かつ時限的な措置として「外国人建設就労者受入事業」が制度化されていますが、当組合として検討した結果、組合員企業において労働力不足は深刻な問題であり、本事業の実施要望が多いことから、この受入事業を行うための「特定監理団体」の認定申請を行うこととしました。

この決議に基づき、関係官庁に同事業を追加するための定款変更を申請中で、変更認可後に国土交通省に「特定監理団体」の認定申請を行います。

## 新人ご紹介

今月も組合の新人をご紹介します。

中国山東省出身のセツ君です。

秋田大学で日本の教員免許を取った努力家です。

日本語もペラペラです。

皆様の会社にも伺うことがあるかもしれませんので

宜しくお願い致します。



### 緊急連絡先（24時間）

【事務局】 TEL : 048-755-9591 FAX : 048-755-9827

【組合職員携帯】 070-5364-0341 (石田) 070-3667-8667 (杉戸)

070-6520-6943 (チャン) 070-3243-3453 (ダット) 070-6572-8076 (セツ)



# 技能実習実施困難時届出時の注意事項

## 1. 技能実習実施困難時届出書の提出について

実習実施者(企業単独型)・監理団体(団体監理型)は、技能実習の実施が困難となった場合には、技能実習実施困難時届出書(省令様式第9号(企業単独型)、同第18号(団体監理型))を作成の上、管轄する機構の地方事務所・支所の認定課に提出しなければなりません。

様式は、機構のホームページからダウンロードできます(片面印刷でお願いします)。

## 2. 提出先・必要書類等について

### 提出先

技能実習実施困難時届出書の提出は、申請者・実習実施者の住所地(法人の場合にあっては当該法人の本店の所在地)を管轄する機構の地方事務所・支所の認定課です。

### 提出方法

提出は、地方事務所等に持参するか、郵送による方法でお願いします。なお、郵送での提出の場合は、原則として書留等(対面で届き、かつ受領印又は受領の際の署名を行い、かつ、「信書」を送ることができる方式)によってください。

届出書は届出者が自ら記載することが求められますが、届出書の提出を届出者以外が行うこともできます(この場合、届出者から届出者以外に委任したことを明らかにする委任状の提出が必要となります)。

### 記載事項

記載にあたっては、技能実習実施困難時届出書末尾の「(注意)」を参照願います。

### 添付書類 留意事項

技能実習生が技能実習計画を中止して途中で帰国することとなる場合には、技能実習生の意思に反して帰国する必要がないことの説明や帰国の意思確認を書面(次葉参照)により十分に行ったことの資料を添えて届け出る必要があります。

なお、技能実習生が途中帰国する方針が決まった時点で、当該書面を添付した上で必ず帰国する前に届け出て(郵送の場合は必着)ください。



### 意思確認書面(例)

本件意思確認書面は、あくまで例示であり、実習生の実情によって加筆また資料の添付を願います(母国語も併記をお願いします)。

また、実習生自身が自筆で母国語により記載することが必要です。

なお、提出時には「理由部分」は日本語訳を付して下さい。

私は、〇〇の理由により、技能実習を途中で中止して帰国することになりましたが  
(母国語併記)

- ・ 意思に反して帰国する必要のない旨の説明を受けたこと。
- ・ 意思に反して帰国するものではないこと。

に間違いありません。

記載日付

実習生署名

実習実施者

住所

署名



# 実施状況報告書提出時の注意事項

## 1. 実施状況報告書の提出について

実習実施者は、毎年1回、実施状況報告書(省令様式第10号)を作成の上、管轄する機構の地方事務所・支所の認定課に提出しなければなりません。

様式は、機構のホームページからダウンロードできます(片面印刷でお願いします)。

## 2. 提出先・必要書類等について

### 提出先

実施状況報告書の提出先は、住所地(法人の場合にあっては当該法人の本店の所在地)を管轄する機構の地方事務所・支所の認定課です。

### 提出方法

提出は、地方事務所等に持参するか、郵送による方法でお願いします。  
なお、郵送での提出の場合は、原則として書留等(対面で届き、かつ受領印又は受領の際の署名を行い、かつ、「信書」を送ることができる方式)によってください。

報告書は報告者が自ら記載することが求められますが、団体監理型実習実施者にあっては、実習監理を受ける監理団体に内容の確認を受けるなど必要な指導を受けてください。

なお、監理団体が実習監理する実習実施者に係る報告を取りまとめて提出することも差し支えありません。

### 記載事項

毎年4月1日から5月31日までに、直近の技能実習事業年度(4月1日に始まり翌年3月31日に終わる技能実習に関する事業年度、今回に限っては、最初の認定申請の技能実習を開始した日から本年3月31日まで)に係る報告書を提出することとされています。

記載にあたっては、実施状況報告書末尾の(注意)によっていただくほか、「29年度報告用記載例」(次葉)を参照願います。

### 添付書類

第3号技能実習を行わせている実習実施者又は規則第16条第2項(拡大人数枠)の規定の適用を受けている実習実施者については、優良要件適合申告書(参考様式第1-24号)のほか、規則第15条の基準を満たすことを明らかにする書類を添付する必要があります。

報告事項とされている行方不明者率が20%以上かつ3人以上の実習実施者については、行方不明者の多発を防止するための実効性のある対策を講じていることについて、理由書(様式自由)を提出することが必要となります。